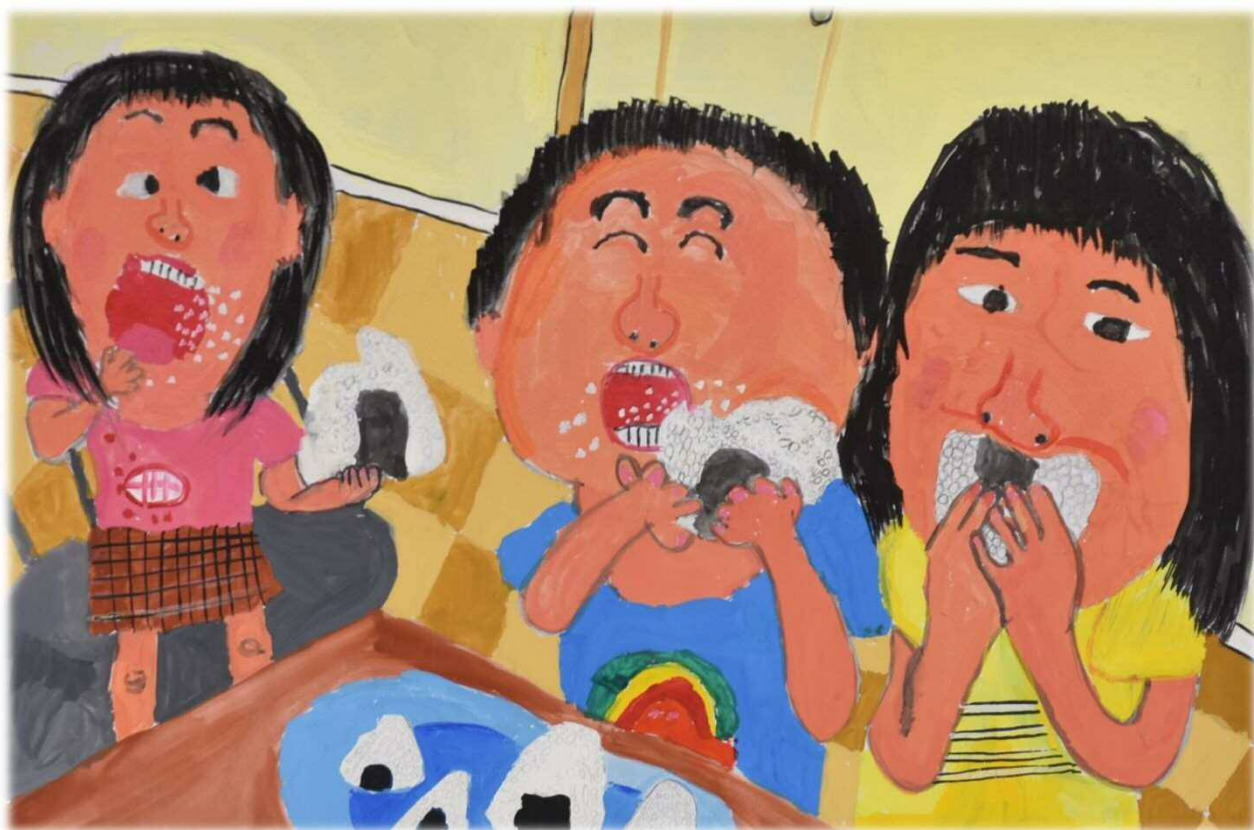


静岡県信用農業協同組合連合会

令和元年度上半期経営状況のご案内

(令和元年9月30日現在)



静岡県信用農業協同組合連合会の令和元年度上半期（平成31年4月1日から令和元年9月30日）における経営状況（単体）について、ご案内いたします。

～ 開 示 項 目 ～

静岡県信連について

1. 静岡県信連の概要
2. 経営方針
3. 静岡県信連グループ中期経営計画
4. JAバンク自己改革の取組み
5. 農業メインバンク機能の強化等にかかる取組み

業 績

1. 主要勘定の状況
2. 損益の状況
3. 単体自己資本比率（国内基準適用）
4. 不良債権の状況
5. 有価証券等の時価情報

地域の皆さまとの関わり

1. 地域に対する当会の考え方
2. 地域の皆さまからの資金調達・
地域の皆さまへの資金供給の状況
3. 地域密着型金融への取組み
4. 社会的・文化的貢献活動等

静岡県信連について

1. 静岡県信連の概要

(令和元年9月30日現在)

- 設 立：昭和23年8月
- 住 所：静岡市駿河区曲金三丁目8番1号
- 会 員 数：51会員（正会員31会員／准会員20会員）
- 出 資 金：1,113億円
- 役 員 数：経営管理委員16名／理事5名／監事4名
- 職 員 数：276名（男子175名／女子101名）
- 店舗体制：本店／富士営業部／浜松支店

2. 経営方針

経営方針

当会は、“農業金融を協同の精神で支援する県単位の連合組織金融機関”であるとともに、“地域社会と地域経済に密着した金融機関”として会員・お客さまの期待と信頼にこたえることを使命とします。

理 念

- 連合組織金融機関として調和を大切に効率的な組織機能を発揮します。
- 創造性ある金融サービスをとおして地域社会と夢のあるつながりを目指します。
- 社会的責任を自覚した健全経営を行います。

3. 静岡県信連グループ中期経営計画

当会では、農業者・利用者・地域に選ばれ、成長し続けるJAバンク静岡の実現に向け、「静岡県信連グループ中期経営計画（平成29～31年度）」における「農業所得増大・地域活性化への全力投球」、「JAバンク静岡の発展に資する更なる機能発揮」を使命と位置付け取り組んでいます。

静岡県信連グループ中期経営計画（平成29～31年）

【使命1】

農業所得増大・地域活性化への全力投球
～JAバンク自己改革“3本柱”の実践～

地域No.1戦略（農業メインバンク機能強化）

オンリー・ワン戦略（生活メインバンク機能強化）

安心バンク戦略（経営管理・ガバナンス・営業基盤強化）

信連グループ体となったJA事業サポート戦略

【使命2】

JAバンク静岡の発展に資する更なる機能発揮
～JAバンク静岡としての財務健全性確保～

「食と農」の専門性を活かした融資戦略

安定した利益還元のための余裕金運用戦略

安定調達戦略

安定的財務運営戦略

4. JAバンク自己改革の取組み

農業を取巻く状況は厳しさを増すなか、JAグループは、平成26年に自らの改革として「JAグループ自己改革」を策定しました。JAバンクも、JAグループの一員としてこれまで以上に農業・地域に貢献していくため、信用事業の取組みを「JAバンク自己改革」として取りまとめ実践してきました。

当会におきましても、JAバンク静岡アグリサポートプログラムをはじめとした農業者支援や、JAらしい金融サービスの提供等の県域施策を推し進め、今後も引き続き、農業所得増大・地域活性化に結び付く取組みを継続していきます。

信連による県域施策

① 農業所得増大と地域活性化に資する踏み込んだ対応

- JAバンク静岡アグリサポートプログラム
- 農業経営者の課題解決に向けたサポート
- 県内農畜産物の販路拡大と販路拡大による農業所得の向上支援

② JAが営農経済事業に全力投球できる環境整備

- JA店舗機能及び運営体制の整理・検討

③ 農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供・地域貢献

- 金融移動店舗車両の導入
- JAカード割引施策によるファーマーズマーケット等の利用促進
- 子育て応援アプリを活用した地域・利用者とのコミュニケーションの充実

5. 農業メインバンク機能の強化等にかかる取組み

当会は、平成28年度より「JAバンク静岡アグリサポートプログラム」を実施し、静岡県内農業者の所得向上に向けた金融支援、並びに将来の農業担い手育成支援を実施しております。

① JAバンク静岡保証料助成

農業資金のお借入をされる農業者を支援するため、保証料助成による金融支援を行っています。

② JAバンク利子補給

農業資金の融資を受ける農業者の借入負担の軽減を図り、経営をバックアップするため、利子補給による金融支援を行っています。

③ 自然災害による農業被害への金融支援

台風・凍霜害・雪害等の自然災害に遭われた農業者へ利子補給・保証料助成による金融支援を実施しています。

④ 担い手育成支援

農畜産業の担い手の育成や、地域農業基盤の振興・発展及び地域活性化につなげるため、県内の農業高校の学生が行う研究等に対して費用助成を行っています。

業 績

1. 主要勘定の状況

(単位：百万円)

項 目	平成30年9月期	平成31年3月期	令和元年9月期
貯 金	3,990,001	4,017,782	4,122,577
貸 出 金	407,059	442,771	454,775
預 け 金	2,932,426	2,864,978	3,112,822
有 価 証 券 等	921,343	972,981	837,817

- (注) 1. 貯金には譲渡性貯金を含めて表示しています。
2. 有価証券等には金銭の信託・買入金銭債権を含めて表示しています。

2. 損益の状況

(単位：百万円)

項 目	平成30年度(30年9月期)	令和元年度(令和元年9月期)	《参考》 平成30年度(31年3月期)
経 常 収 益	23,788	25,032	41,291
経 常 費 用	17,895	16,763	35,256
経 常 利 益	5,892	8,269	6,034
当 期 剰 余 金	4,502	6,694	4,832

- (注) 平成30年度(30年9月期)及び令和元年度(令和元年9月期)は、半期ベースの実績です。
また、平成30年度(31年3月期)は、年間ベースの実績です。

3. 単体自己資本比率(国内基準適用)

(単位：百万円)

項 目	平成30年9月期	平成31年3月期	令和元年9月期
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	240,785	233,321	238,401
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	545	662	623
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	240,240	232,659	237,778
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,465,069	1,624,339	1,692,604
自己資本比率((ハ)/(ニ))	16.39%	14.32%	13.85%

- (注) 金融庁・農林水産省告示第2号「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しております。

一般に自己資本比率とは、貸出金や有価証券等で運用している「総資産」に対する「自己資本」の割合をいいます。不測の事態における金融機関の拠り所は自己資本であり、自己資本比率は、金融機関の健全性を測る重要な指標です。農業協同組合法等の法令では、自己資本比率が4%未満(国内基準)のJA・信連に対し、経営の改善及び業務の停止等の命令が発令されることが規定されていますが、令和元年9月期の当会の自己資本比率は13.85%と発令基準である4%を大きく上回っています。

4. 不良債権の状況

＜金融再生法に基づく開示債権＞

(単位：百万円)

債 権 区 分	平成30年9月期	平成31年3月期	令和元年9月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	7	—	—
危険債権	7,412	7,258	6,948
要管理債権（貸出金のみ）	—	—	—
小 計	7,419	7,258	6,948
正 常 債 権	402,537	438,292	450,368
合 計	409,956	445,550	457,317

保 全 額	7,393	7,235	6,927
担 保 ・ 保 証	3,343	3,289	3,225
引 当	4,050	3,945	3,701

＜リスク管理債権＞

区 分	平成30年9月期	平成31年3月期	令和元年9月期
破綻先債権額	—	—	—
延滞債権額	6,436	6,378	6,062
3か月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—
合 計	6,436	6,378	6,062

〔用語の説明〕

＜金融再生法に基づく開示債権＞

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
- 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
- 要管理債権
3か月以上延滞債権で「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しないもの及び貸出条件緩和債権
- 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権

＜リスク管理債権＞

- 破綻先債権
元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金
- 延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金
- 3か月以上延滞債権
元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として3か月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）
- 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権を除く）

5. 有価証券等の時価情報

＜有価証券＞

(単位：百万円)

区 分	取 得 価 額	時 価	差 額
平成30年9月期			
売 買 目 的	4,954	4,866	△ 88
満 期 保 有 目 的	192,354	202,341	9,987
そ の 他	594,461	626,396	31,934
合 計	791,769	833,604	41,834
平成31年3月期			
売 買 目 的	—	—	—
満 期 保 有 目 的	181,192	192,233	11,040
そ の 他	667,917	706,941	39,023
合 計	849,110	899,175	50,064
令和元年9月期			
売 買 目 的	1,023	1,019	△ 3
満 期 保 有 目 的	162,332	173,347	11,015
そ の 他	527,602	569,268	41,666
合 計	690,958	743,635	52,677

- (注) 1. 本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
2. 取得価額は、取得原価又は償却原価によっています。
3. 売買目的及びその他の有価証券については時価を、満期保有目的の有価証券については取得価額を貸借対照表価額としています。
また、売買目的の有価証券の評価損益については、当該期の損益に含まれています。

＜金銭の信託＞

(単位：百万円)

区 分	取 得 価 額	時 価	差 額
平成30年9月期			
運 用 目 的	3,397	3,361	△ 36
満 期 保 有 目 的	—	—	—
そ の 他	75,560	75,957	397
合 計	78,957	79,318	360
平成31年3月期			
運 用 目 的	3,298	3,298	—
満 期 保 有 目 的	—	—	—
そ の 他	80,851	81,548	696
合 計	84,149	84,846	696
令和元年9月期			
運 用 目 的	3,298	3,293	△ 4
満 期 保 有 目 的	—	—	—
そ の 他	80,710	81,914	1,203
合 計	84,009	85,208	1,199

- (注) 1. 本表記載の金銭の信託の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
2. 取得価額は、取得原価又は償却原価によっています。
3. 運用目的及びその他の金銭の信託については、時価を貸借対照表価額としています。
また、運用目的金銭の信託の評価損益については、当該期の損益に含まれています。

地域の皆さまとの関わり

1. 地域に対する当会の考え方

当会は静岡県下JA等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済に密着した地域金融機関です。

当会の資金は、その大半が県内のJAにお預けいただいた組合員及び地域の皆さまの大切な財産である貯金を源泉としており、資金を必要とする組合員の皆さまや、JA・農業に関連する団体及び県内の企業・地方公共団体等にもご利用いただいています。

当会は、JAとの強い絆とネットワークを形成することで信用事業機能を強化し、皆さまの経済的・社会的地位の向上を支援するとともに、地域のパートナーとして農業と地域経済の持続的発展に貢献することを使命としています。

また、金融サービスの提供にとどまらず、文化、教育、環境、福祉といった面も視野に入れ、地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。

2. 地域の皆さまからの資金調達・地域の皆さまへの資金供給の状況

＜地域の皆さまからの資金調達の状況＞

◇ 預り先別貯金残高

(単位：百万円)

預り先	平成31年3月期	令和元年9月期	増減
会員	3,927,826	4,037,615	109,788
農協	3,908,740	4,016,876	108,135
連合会	4,525	6,908	2,382
会員の組合員	509	475	△ 33
准会員・みなし会員	14,050	13,354	△ 696
員外	32,947	29,295	△ 3,652
合計	3,960,773	4,066,910	106,136

(注) 譲渡性貯金は除いて表示しています。

＜地域の皆さまへの資金供給の状況＞

◇ 貸出先別貸出金残高

(単位：百万円)

貸出先	平成31年3月期	令和元年9月期	増減
会員	4,361	4,300	△ 60
農協	484	452	△ 32
連合会	1,359	1,263	△ 95
会員の組合員	1,748	1,752	3
准会員・みなし会員	768	833	64
員外	99,554	98,050	△ 1,504
合計	103,915	102,351	△ 1,564

(注) 県外貸出金は除いて表示しています。

◇ 農業関係貸出金残高（県下JA・当会取扱分）

（単位：百万円）

資 金 名	平成31年3月期	令和元年9月期	増 減
農 業 制 度 資 金	17,064	16,772	△ 292
農 業 近 代 化 資 金	4,925	5,005	80
農 業 改 良 資 金	143	115	△ 28
ス ー パ ー L 資 金	3,052	2,908	△ 144
青 年 等 就 農 資 金	1,629	1,828	199
そ の 他 制 度 資 金	7,313	6,914	△ 399
アグリビジネスローン	457	396	△ 60
JA農業者ローン・ JAアグリマイティー資金	8,768	9,739	970

〔資金の説明〕

○ 農業近代化資金

農業を営む方や農業に関わる団体が、施設や農機具の取得、家畜購入、果樹植栽、小規模な土地改良、6次産業化への取組みなどを行うときに利用できる資金です。

○ 農業改良資金

エコファーマー、6次産業化の事業認定を受けた農業者等が行う施設の造成等、最新技術の導入、販売事業の開始等のために利用できる無利息資金です。

○ スーパーL資金

日本政策金融公庫資金のうち、認定農業者向けの資金です。他の制度資金と比べ、償還期間を長く設定でき、大規模な投資を行う際に利用できる資金です。

○ 青年等就農資金

認定新規就農者の方が経営を開始するために必要な事業に対して利用できる無利息の長期資金です。

○ アグリビジネスローン

農業法人等農業の担い手を育成支援し、地域農業の振興に資するための運転資金・設備資金に利用できる資金です。

○ JA農業者ローン

農業のために必要な設備資金、運転資金、太陽光発電設備資金など、幅広い用途に利用できる資金です。

○ JAアグリマイティー資金

農業のために必要な設備資金、運転資金のほか、太陽光発電設備資金や地域振興対策資金など、農業に関する幅広い使途について、他金融機関からの借換も含めて対応できる資金です。

3. 地域密着型金融への取組み

＜農業者・中小企業等の経営支援に関する取組方針＞

当会は、「創造性ある金融サービスをとおして地域社会と夢のあるつながりを目指す」という理念のもと、堅実・健全な経営を行い、農業者・中小企業等のお客さまに質の高い総合金融サービスを円滑にご提供することを「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、地域密着型金融への取組みを進めていきます。

◇ 6次産業化・農商工連携への支援

農業への支援強化の一環として、6次産業化や農商工連携に取組む事業者の皆さまに「6次産業化・農商工連携サポート資金」をご用意しています。

◇ ビジネスマッチング

お取引先さまの販路拡大等の新たなビジネスチャンスを生み出すビジネスマッチングに積極的に取り組んでおり、令和元年度上期のマッチング件数は76件で、うち26件が成約となっています。

連携先	ニーズ内容	マッチング先	概要
株式会社ジェイエイ しみずサービス	静岡県産紅ほっぺ（冷凍）の 販路拡大	製造・販売 業（食料品）	デザート製造の原料として仕入れが決定。 その他、ブルーベリー（冷凍）の仕入れも成 約。
製造業 （食料品）	静岡県産の食肉を原料とした 食肉加工品の販路拡大	JA静岡市 JA三方原開拓	各JAが運営する直売所での商品取扱が 決定。
県外不動産業 （飲食事業）	運営する飲食店で食材 （肉）調達ニーズ	① 農業法人 ヨウジョン （養鶏） ② 卸売業	① 鶏肉・卵の提供が決定。 ② 猪・鹿肉の提供が決定。
静岡経済連	農作物の輸出拡大ニーズ（香 港、シンガポール向け）	農業法人 （露地野菜等生産）	清水港からの試験的なコンテナ輸出に際 し、静岡経済連が各種農産物を調達。
小売業 （卸売業・飲食業）	当社が経営する店舗の商品仕 入れニーズ	JA掛川市	当社物産コーナーにて掛川茶関連商品の 取扱が決定。

◇ 子育て世代のライフプラン支援

JAバンク静岡では、地域・社会へ貢献する金融機関として、少子化対策の観点から静岡県及び県下全市町により実施されている『子育て支援パスポート事業』に賛同し、お得な特典のある「子育て支援定期積金 すくすく」、「子育て支援定期積金 すくすくプラス」をご用意しています。

また、静岡県内の子育てパパ・ママを応援するスマートフォン向けアプリ「paJAma」を展開し、子育て・料理・レジャーに関する情報に加え、静岡県のJAグループの食農教育活動や旬の農産物の情報など、子育て世代の皆さまのお役に立つ様々な情報をお届けしております。

JAバンク静岡では、今後も子育て支援商品のご提案やアプリの情報・クーポンを一層充実させ、子育て世代のライフプランを応援していきます。

【paJAmaの機能概要】

子育て情報・機能	◇子育て	・子供の発育情報・各種行政サービスなど
	◇レシピ	・旬の食材を使ったレシピ・離乳食など
	◇お出かけ	・静岡県、東海、近隣のイベント情報など
クーポン	◇クーポン	・ファーマーズマーケット等 ・レジャー施設
地域・JAの情報	◇お役立ち情報（リンク集）	・病院・子育てお役立ち・行政・特産品を買おう ・お金を借りたい・お金を貯めたい・JAに行こう
	◇JAからのお知らせ	・金融情報・JAのイベント・特産品など



◇ 「経営革新等支援機関」の活動について

当会は、東海財務局及び関東経済産業局より、平成30年8月31日付で「経営革新等支援機関（以下、「認定支援機関」という。）」の認定を受け、設備投資に対する様々な補助金・税制優遇等の支援措置にも柔軟に対応することが可能となりました。この認定を機に、農業生産者や中小企業の皆さまに対する支援体制を強化し、様々な経営課題の解決に向けた提案など、農業専門金融機関としてのコンサルティング機能の発揮に努めてまいりました。

平成31年4月にJAを経由して、農業法人より「ものづくり補助金」及び「先端設備導入計画」の申請に係る確認書の作成依頼がなされ、当会が内容を精査のうえ確認書を提出した結果、補助金・税制優遇等を受けることが出来ました。

◇ **「成年後見支援貯金」の取扱い**

平成31年4月1日より、成年後見制度利用促進のため、「成年後見支援貯金」の取扱いを開始いたしました。口座開設・払戻・送金・解約を家庭裁判所が発行する「指示書」による取引に限定することにより不正出金等被害を抑え、成年後見制度利用者の財産を保護します。

◇ **金融情報誌「JAmp」の発行**

農業と地域をつなぐJAバンクとして、「県内の遊・食・知をお届けする情報誌」を四半期単位（年4回）に発行しております。

◇ **融資相談窓口の設置**

各融資営業の担当部店にお客さまからの融資相談に係る「相談窓口」を設置し、新規のご融資や金融円滑化等の各種ご相談に対応する体制を整備しています。

《金融円滑化に係る方針、金融円滑化に係る措置の実施状況》

>>> <http://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/enkatsuka/index.html>

◇ **経営者保証に関するガイドラインへの対応**

平成25年12月に公表された「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインへの対応方針を定めるなど、態勢整備に取り組んでいます。

本ガイドラインに基づき経営者保証に依存しない融資の一層の促進に努めるとともに、お客さまとの保証契約を締結する場合やお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づいて誠実に対応するよう取り組んでまいります。

《経営者保証に関するガイドラインへの対応方針》

>>> <http://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/enkatsuka/index.html>

◇ **お客さま本位の業務運営に関する取組方針**

JAグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会では、この理念のもと、平成29年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、会員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

《お客さま本位の業務運営に関する取組方針》

>>> <http://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/solicitation/#fiduciaryduty>

4. 社会的・文化的貢献活動等

◇ 「公益信託JA・静岡県信連民俗芸能振興基金」による地域の民俗芸能保存・伝承活動への支援

JAバンク静岡は、農協法制定50周年記念事業の一環として平成11年3月に創設した「公益信託JA・静岡県信連民俗芸能振興基金」により、静岡県内各地の民俗芸能の保存・伝承活動に取り組んでいる団体や個人に対して、支援しております。

これまで、延べ230団体に対し、約5,666万円の助成を行いました（平成30年度（第20回目）については11団体に対し総額約362万円を助成しました）。

なお、静岡県内各地の国・県指定の無形民俗文化財保護団体を掲載した「しずおか民俗芸能マップ」は、JA窓口及び各市町の教育委員会等に設置しています。



《しずおか民俗芸能マップ》

「公益信託JA・静岡県信連民俗芸能振興基金」に関するお問い合わせ先
 ●農中信用銀行株式会社 TEL. 03-5281-1340
 ●静岡県信連 総務部 TEL. 054-284-9652

◇ JAバンク静岡から県内の小学校への教材本贈呈

JAバンクグループでは全国的な取組みとして、地域の農業振興を目的に「JAバンクアグリ・エコサポート基金」にて、農業振興や環境保全に貢献する事業を展開しています。

この活動の一環として、食農教育や環境教育、金融経済教育をテーマに小学校高学年向けの補助教材を作成し、全国の小学校に贈呈しています。JAバンク静岡では、平成31年3月11日に静岡市教育委員会及び浜松市教育委員会、平成31年3月22日には静岡県教育委員会に対してそれぞれ目録を贈呈するとともに、県内533校（特別支援学校含む）の小学5年生（約4万1千人）に、食農・環境・金融経済をテーマとした補助教材「農業とわたしたちの暮らし」を贈呈しました。



《農業とわたしたちの暮らし》

◇ 「フードバンクふじのくに」への食料の寄贈

「フードバンクふじのくに」の設立の目的である「まだ安全に食べられるにもかかわらず処分されてしまう食料を、企業や個人から寄贈を受け、支援を必要としている人に適切に配るフードバンク事業を地域の仕組みとして確立させ、相互扶助の社会作りを目指す」ことに賛同し、当会が保管する防災食料の一部を寄贈しました。

